

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等に関する事務
②事務の概要	物価高騰による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金等を支給する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表の項番134の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金等の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務 ②公金受取口座情報の情報連携による口座情報の確認
③システムの名称	福祉保健総合システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金情報等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の134の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局福祉政策課
②所属長の役職名	福祉健康局福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 電話076-220-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局福祉政策課 電話 076-220-2288
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

--	--

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
-------------------------	--

]

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

3) 課題が残されている

判断の根拠	本市の制定する「金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。
-------	--

本市の制定する「金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2 業務の概要	新型コロナウイルス感染症による	物価高騰による	事後	
令和5年1月24日	表紙 評価書名	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等	事後	
令和5年1月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等	事後	
令和5年1月24日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2 業務の概要	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等	事後	
令和5年1月24日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2 業務の概要	物価高騰による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金等を支給する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	物価高騰による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金等を支給する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	事後	
令和5年1月24日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	子育て世帯生活支援特別給付金情報等ファイル	事後	
令和5年1月24日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 ほか上の掲載	番号法第9条第1項 別表第1の135の項	番号法第9条第1項 別表第1の101の項	事後	
令和5年1月24日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の15の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の121の項	事後	
令和5年1月24日	II しいい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月2日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和5年1月24日	II しいい権利判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月2日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和5年5月10日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2 業務の概要	物価高騰による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金等を支給する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	物価高騰による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金等を支給する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	事前	
令和5年5月10日	1 関連情報 5. 評価実施方針における担当部署	こども未来局子育て支援課	福祉健康局福祉政策課	事前	
令和5年5月10日	1 関連情報 5. 評価実施方針における担当部署	こども未来局子育て支援課長	福祉健康局福祉政策課長	事前	
令和5年5月10日	1 関連情報 6. 評価実施方針の取組に関する問合せ先	こども未来局子育て支援課 電話 076-220-2285	福祉健康局福祉政策課 電話 076-220-2288	事前	
令和5年5月10日	II しいい権利判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は個人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事前	
令和5年5月10日	II しいい権利判断項目 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和5年5月27日 時点	事前	
令和5年5月10日	II しいい権利判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和5年5月27日 時点	事前	
令和7年1月14日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2 業務の概要	別表第1の項番101	別表の項番134	事前	
令和7年1月14日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 ほか上の掲載	番号法第9条第1項 別表第1の101の項	番号法第9条第1項 別表の134の項	事前	
令和7年1月14日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2 法令上の根拠	番号法第10条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の121の項	番号法第10条第8号に基づき事務令第2条の表 第160項	事前	
令和7年1月14日	1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は個人か	令和5年5月27日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和7年1月14日	II しいい権利判断項目 1 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	令和5年5月27日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和7年9月10日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・使用停止請求	金沢市都市政策局広域店舗運営政策情報係 平920-8577 石川県金沢市広域1丁目1番1号 電話076-220-2348	金沢市都市政策局文書法制課文書法制係 平920-8577 石川県金沢市広域1丁目1番1号 電話076-220-2073	事後	
令和5年9月10日	リスク対策 本人手を介在させる事業	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、特定個人情報等の取得時には情報に誤りがないか確認を実施することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳格している。 本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管理が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を実施することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳格している。 本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管理が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これを継続的に見直し改善できるように措置を講じているため。	事前	
令和5年9月10日	リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管理が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これを継続的に見直し改善できるように措置を講じているため。	本市の制定する「金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」及び事業所管理が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これを継続的に見直し改善できるように措置を講じているため。	事前	